

静岡県告示第188号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和7年3月18日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1S-LSD）	令和7年3月15日
N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類（通称名MPT、Methylpropyltryptamine）	令和7年3月15日
5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene）	令和7年3月15日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。